

## 新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方

# 建設国保の保険料が減免になります

### 【保険料の減免の対象となる方】 ①または②のいずれか

①新型コロナウイルス感染症により、組合員が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により組合員の収入減少が見込まれる世帯  
⇒保険料の減額または全額免除

\* 減免割合は下記参照

### 【収入減少の具体的な要件と減少率と保険料の減免割合】

今年の事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが前年の収入に比べて30%以上減少する見込みであること。

| 減少率        | 減額または免除割合 | 事業収入等の内訳                        |
|------------|-----------|---------------------------------|
| 5割以上減少     | 全額免除      | 事業収入・給与収入・不動産収入<br>または山林収入のいずれか |
| 4割以上5割未満減少 | 3/4免除     |                                 |
| 3割以上4割未満減少 | 1/2免除     |                                 |

持続化給付金の「振込  
のお知らせ」があれば、  
確認書類はOK

### 【必要書類】

・「国民健康保険料減免申請書」・印鑑

#### ①の場合

（死亡）死亡診断書、傷病手当金申請書など死亡が確認できる書類

（重篤）医師の診断書、傷病手当金申請書など入院が確認できる書類

#### ②の場合

・2019年の収入総額の確認書類（確定申告書、源泉徴収票など）

・2020年の収入減の確認書類（帳簿類、給与明細書、通帳コピーなど）

\* 持続化給付金の振込のお知らせハガキがある場合はハガキのコピーのみで可。

### ◆傷病手当金の特別支給◆

新型コロナウイルス感染症による特別支給を行います。

建設国保では現行の傷病手当金制度を活用し、PCR検査後の自宅待機期間を入院と同様の支給を行います（ただし通院のない自宅待機については不可）。また、特別支給として現行の支給限度日数80日には含めません。

## 建設国保の保険料減免に関するQ & A

### 《対象者》

Q 1 : 減免になる対象者の範囲は？

A : 2020 年 6 月 1 日に建設国保の資格のある組合員が対象です。6 月以降新規加入者も対象になります。

Q 2 : 保険料を滞納していると申請できませんか？

A : 申請はできます。これからの納入については組合事務所で相談しましょう。

Q 3 : 法人事業主や個人事業主は問いませんか？

A : 個人事業主や一人親方、収入が半減した従業員が対象ですが、法人事業所対象の持続化給付金の給付を受けた法人事業主は給付金振込ハガキを添付して申請できます。

Q 4 : 2019 年と 2020 年の収入（所得種別）が異なっても対象になりますか？

A : 業（なりわい）に着目し前年比で給付を行うため、対象になりません。

### 《減免の判断基準》

Q 1 : 「重篤」の範囲は？

A : 長期入院を意味します。

Q 2 : 収入を判断する起点はいつからですか？

A : 2020 年 2 月以降です。収入の最も少なかった月で申請してください。3 割か 4 割減少で申請した場合、後に 5 割減になっても、免除割合の変更はできないので、気をつけてください。

### 《収入減の確認方法》

Q 1 : 2020 年の収入は「見込み」でいいのですか？

A : 提出する収入減の確認書類で判断します（帳簿類、給与明細など）。もしくは、持続化給付金の「振込みのお知らせ」で可。

### 《減免となる保険料》

Q 1 : 減免対象はいつからいつまで？

A : 2020 年 2 月～2021 年 3 月までが対象です。収入減少した月にかかわらず、この期間（14 か月）の保険料が減免になります。

Q 2 : 減免対象になる保険料は？

A : 医療分保険料、家族保険料、後期支援金、介護保険料です。他に県連共済費 1300 円も含まれます。